

大野城太宰府環境施設組合職員の分限並びに懲戒の手續及び効果等  
に関する条例

令和5年3月27日

条例第5号

大野城太宰府環境施設組合職員の分限並びに懲戒の手續及び効果等に関する条例（昭和55年条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項、第28条第3項及び第4項、第29条第4項並びに第29条の2第2項の規定に基づく職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による派遣職員を除く。以下同じ。）の分限並びに懲戒の手續及び効果等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（分限並びに懲戒の手續及び効果等）

第2条 職員の分限並びに懲戒の手續及び効果等については、職員の分限並びに懲戒の手續及び効果等に関する条例（昭和28年大野城市条例第39号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。